

南山大学ヤンセン国際寮入居規程

(目的)

第1条 南山大学ヤンセン国際寮（以下「ヤンセン国際寮」という。）は、南山大学（以下「本学」という。）学生等への居住支援を通じて、異なる価値観を持つ入居者同士が共生・協働する場を提供し、国境を越えて活躍できる人材の育成を目的とする。

(所在地)

第2条 ヤンセン国際寮は、愛知県名古屋市昭和区八雲町138番1に所在する。

(管理運営)

第3条 ヤンセン国際寮の管理運営に関する責任者は、国際センター長とする。

② ヤンセン国際寮の管理運営に関する事項については、国際センター委員会がこれを審議する。

(教育プログラム)

第4条 国際センター長は、第1条に掲げる目的を達成するために、入居者用の教育プログラムを提供する。

② 国際センター長は、入居者以外の者に対して前項の教育プログラム参加を認めることがある。

③ 室料とは別に、教育プログラムにかかる費用について別途徴収することがある。徴収金の取扱いに関する必要な事項については別に定める。

(入居者ミーティング)

第5条 国際センター長は、ヤンセン国際寮の円滑な運営を期するため、必要に応じて入居者ミーティングを開催することができる。

② 入居者ミーティングが行われるときは、入居者がこれに参加するものとする。

③ 入居者がやむを得ず欠席するときには、事前に国際センター長に届出るものとする。

(宿舎アドバイザー)

第6条 ヤンセン国際寮に宿舎アドバイザーをおく。

② 宿舎アドバイザーは、入居者の共同生活の向上について、入居者および管理運営を所管する国際センター長に対し広く助言を行う。

③ 宿舎アドバイザーは、国際センター長が国際センター委員会の議を経て推薦する教育職員のうちから、学長がこれを委嘱する。

(管理人)

第7条 ヤンセン国際寮に管理人を置く。

② 管理人は、国際センター長の指示を受け、施設の管理を行うほか、必要に応じて入居者の対応を行う。

(レジデントリーダー)

第8条 ヤンセン国際寮にレジデントリーダーを置く。

② レジデントリーダーは、宿舎アドバイザーの助言および指導のもと、入居者による自主運

営を統括し、第1条の目的を達成するための活動を行う。

③ レジデントリーダーは、国際センター長が入居者のうちから選任する。

(リビングコーディネーター)

第9条 ヤンセン国際寮にリビングコーディネーターを置く。

② リビングコーディネーターは、レジデントリーダーと協力して入居者による自主運営を実践し、第1条の目的を達成するための活動を行う。

③ リビングコーディネーターは、国際センター長が入居者のうちから選任する。

(入居資格者)

第10条 ヤンセン国際寮に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 本学の学生(学部学生・大学院学生・外国人留学生別科生・研修生・受入れ交換留学科目等履修生)

2 国際センター長が認めた短期受入プログラムの参加学生および教員

3 本学に受入れる研究者

4 その他、国際センター長が認めた者

(入居許可期間)

第11条 ヤンセン国際寮の入居許可期間は、原則1年以内とする。

(入居手続)

第12条 ヤンセン国際寮に入居を希望する者は、指定された期日までに、別に定める必要書類を提出することにより、入居許可申請を行わなければならない。

② 前項の申請にかかる入居の許否の判断は、国際センター長がこれを行う。

③ ヤンセン国際寮を退去した者が再び入居を希望する場合には、あらためて入居許可申請を行わなければならない。

(臨時宿泊)

第13条 前条の定めにかかわらず、国際センター長は、やむを得ない事情と判断した場合に限り、臨時宿泊を認めることができる。

(入居許可期間の更新)

第14条 入居許可期間満了後も継続してヤンセン国際寮に入居を希望する者は、指定された期日までに、別に定める必要書類を提出することにより、入居許可期間更新申請を行わなければならない。

② 前項の申請にかかる入居期間更新の許否の判断は、国際センター長がこれを行う。

(入居者の義務)

第15条 ヤンセン国際寮の入居者は、この規程および別に定める利用に関する事項を遵守しなければならない。

第16条 ヤンセン国際寮の入居者は、ヤンセン国際寮の施設、設備および備品等を常に良好な状態で維持、保全し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 施設、設備および備品等をその用途以外に使用し、または工作しないこと

2 故意または過失により、施設、設備および備品等を滅失、損傷または汚染した場合は、その原状回復に要する経費を弁償すること

3 火災および盗難の防止その他の管理運営上必要な事項について、国際センターの指示に従うこと

4 防災訓練等に参加すること

(室料)

第17条 ヤンセン国際寮の室料および臨時宿泊料は、別表のとおりとする。

- ② 室料および臨時宿泊料は、指定された期日までに納めなければならない。なお、既に納めた室料および臨時宿泊料は、原則として返還しない。
- ③ 室料は、原則月単位での徴収とする。ただし、第10条第1項第2号、第3号、第4号に定める入居者については、日割りを適用することができる。

(退去)

第18条 ヤンセン国際寮の入居許可期間満了前に退去を希望する者は、退去日の1か月前までに別に定める必要書類を提出し、国際センター長の許可を得なければならない。

(退去命令)

第19条 入居者が次の各号の一に掲げる事項に該当するときは、国際センター長は、直ちに退去を命ずることができる。

- 1 共同生活の秩序または風紀を乱し、他の入居者または近隣住民に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められるとき
- 2 著しく人権を侵害する行為または犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為があったとき
- 3 この規程が定める事項に違反し、管理運営上著しく支障を来す行為があったとき

(事務取扱)

第20条 ヤンセン国際寮の事務は、国際センター事務室が担当する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、国際センター委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2021年12月1日から施行する。

別 表

室料		臨時宿泊料
月額	日割額 (1泊)	1泊
60,000円	2,000円	2,000円